



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次

ページ

○ 監査公表

監査公表第11号

..... 1

監 査 公 表

和歌山県監査公表第11号

平成25年12月16日付け監査報告第14号の監査結果に基づき、知事等から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成26年4月4日

和歌山県監査委員 保 田 栄 一
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 岸 本 健
和歌山県監査委員 森 礼 子

1 日高振興局地域振興部

監査実施年月日 平成25年11月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 証紙売りさばき代金の収納後の銀行への引継ぎ処理に不備があり戻出していたので、今後このようなことがないように、収納員の意識を高めるとともにチェック体制を強化されたい。</p> <p>(2) 上富田町への外出承認について、外出承認簿、自動車等使用台帳及び超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿に記載された時間が誤っていたので適正に処理されたい。</p> <p>(3) 自家用電機工作物の保安管理業務において、年次点検を平成24年12月29日に行っているが、超過勤務命令により振興局の庁舎管理を担当する職員の立会いが確認できないので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 収納員の意識を高めるとともに金額の照合を徹底するなど、再発防止に努めている。</p> <p>(2) 職員に対し外出承認簿、自動車等使用台帳及び超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿の記載方法について周知徹底を行い、再発防止に努めている。</p> <p>(3) 職員に対し超過勤務の取扱いについて周知徹底を行い、再発防止に努めている。</p>

2 日高振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成25年11月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約555万円となっており、前年度末に比し約82万円増加している。</p> <p>今後、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第34条第1項に定められた期限内に督促状を発行するとともに、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、未収金回収の取組を強化されたい。</p> <p>また、今後被保護者の資産状況を精査し、収入の把握に努めるなど新規未収金の発生防止に努めら</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 滞納31件のうち、管内で14件、管外で1件の合計15件が現在も保護受給中であり、状況によっては分割による納付を指導するなど努めている。既に保護廃止となっている16件についても督促状を発行し、訪問により納入指導を行っているが、いずれも資力の無い世帯であり未収金の縮減には至っていない。</p> <p>今後は、期限内に督促状を発行するとともに、電話による催告や訪問による納付指導について強化する。</p> <p>新規未収金については、被保護者から年1回以上</p>

<p>りたい。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約121万円となっており、前年度末に比し約28万円増加している。</p> <p>今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>の収入申告書を徴取するとともに、毎年実施している所得調査や年金調査等により所得の把握に努める。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金については、滞納者の現状把握を行い、訪問、電話、手紙等で償還指導に取り組んでいる。</p> <p>また、必要に応じて連帯保証人と折衝するなどの対応も行っている。</p> <p>平成24年度については、対処困難ケース（1件）の現年度分150,540円が未償還であること、システム登録金額を誤っていたケースでの過去の不足分84,000円についてもまだ未償還であること及び病気などで未償還になったケースがあったことで増加した。対処困難ケースについては、家庭訪問を繰り返し行い、少しずつだが返還されており、今後も粘り強く取り組んでいく。過去の不足分のケースについては、借主が体調を崩しているとのことで、現年度分との返還で苦しい中、継続して返還するよう指導している。</p> <p>また、新規貸付については、本貸付金の目的や、償還の義務を申請人、連帯借主及び連帯保証人に十分説明し認識を深め、未償還金の発生防止に努めるとともに、滞納者に対しては、引き続き指導強化を図っていく。</p>
---	--

3 日高振興局建設部

監査実施年月日 平成25年11月25日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成24年度末で約524万円となっており、前年度末に比し約222万円減少している。</p> <p>今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(2) 港湾・海岸占用料の収入未済額約119万円について、今後も未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(3) 橋梁設計瑕疵による業務委託契約損害金の収入未済額約378万円について、適切な債権管理に努められたい。</p> <p>(4) 歳入金の収納及び指定金融機関等に対する払込みの状況について、現金出納簿に登記されていないものがあったので、適正に処理されたい。</p> <p>(5) 平成24年度港湾占用料について、決裁済みの収入調定の一部削除を行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>検討事項</p> <p>廃川敷地の処理について、平成24年度末現在で未処理となっているものが14箇所あるが、適正な管理に努めるとともに売却や一定の条件をつけて貸し付けるなどの方策を検討されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 委託管理員と連携しながら徴収状況を注視するとともに、各担当者も連携し、修繕業務における現場確認時に滞納者に働きかけるなど、円滑に滞納金を徴収できるよう努めている。</p> <p>なお、明渡し訴訟を行った滞納者1名については、現在、和解条項に基づき分納中である。</p> <p>(2) 未納者（清算中企業）の財産調査及び該当企業の清算人との接触を進めてきたが、未納金を回収できる可能性が見込めないことから、執行停止処分を行う予定である。</p> <p>同時に、財政課が開く債権整理審査会に港湾空港課経由で審査書を提出し、上記方針が承認されたため、今後は未納金の適正な処理を進めていく。</p> <p>(3) 損害賠償請求の訴訟提起について、平成25年12月議会において可決された。今後、顧問弁護士と相談しながら訴訟の手続を進めていく。</p> <p>(4) 現金出納簿処理については、適正な処理を行うよう意識を高め、再発防止に努めている。</p> <p>(5) 収入調定処理については、適正な処理を行うよう意識を高め、再発防止に努めている。</p> <p>検討事項</p> <p>昨年度対象地に地籍調査が入り、それを機に交渉を進めたが、価格等で折り合わなかった。今後は、価格の鑑定や条件等の検討を進め、処理が完了するまで適正な管理に努める。</p>

4 畜産試験場養鶏研究所

監査実施年月日 平成25年11月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令簿が作成されていない旅行があったので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 旅行命令簿の適切な作成及び旅行命令と外出承認の違いについて、職員に対して周知徹底を行った。</p>

5 和歌山県立日高高等学校・附属中学校

監査実施年月日 平成25年11月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当を支給していない事例があったので適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 超過勤務手当の未支給分については、追給し適正に処理を行った。 また、今後このようなことのないよう関係条例や規則等を職員に周知徹底し、適正な事務処理を行っていく。</p>

6 和歌山県立紀央館高等学校

監査実施年月日 平成25年11月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 教員特殊業務従事者・実績簿において支給額が誤っていたので適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 教員特殊業務手当について、誤支給分は速やかに戻入手続を行った。 今後は、事務処理等に誤りのないように周知徹底を図り、適正に処理を行っていく。</p>

7 和歌山県立南部高等学校

監査実施年月日 平成25年11月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 委託契約において、平成23年7月1日付け監察第37号監察査察監通知に基づく暴力団排除条項の記載がなされていない事例が見受けられたので、適切に処理されたい。</p>	<p>注意事項 生産物委託契約書の契約解除の項に暴力団排除条項を追加記載し、変更契約を行った。</p>

8 和歌山県立みはま支援学校

監査実施年月日 平成25年11月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 旅行命令簿において、次の不適正な事例があったので適正に処理されたい。 (1) 用務地点誤りによる旅費支給額の不足があった。 (2) 自家用自動車使用承認欄及び使用区間の不記載による旅費額調整の未了があった。</p>	<p>注意事項 旅行命令の誤りを修正するとともに、追給及び返納の処理を行い、適正に処理を行った。 今後、事務処理に留意し、適正な会計事務を行っていく。</p>

9 和歌山県御坊警察署

監査実施年月日 平成25年11月25日

監査の結果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 手数料の支出において、請求金額が誤っているにもかかわらず支出命令を行い、その後戻入を行っていた事例</p>	<p>注意事項 支出事務について、請求金額の確認を徹底し、より適正な会計事務処理に努め、再発の絶無を図る。</p>

があったので、適正に処理されたい。

10 西牟婁振興局地域振興部

監査実施年月日 平成25年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 備品購入費（図書購入代）の支出において、支出負担行為として整理する時期を誤っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 週休日の旅行命令における用務の時間に超過勤務命令等が行われていないので適正に処理されたい。</p> <p>(3) 平成25年度における海岸占用料の収入調定及び収納が遅れていたため、今後適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 図書の購入代金の支出について、3万円以上の図書は「備品購入費」として見積時に支出負担行為として整理すべきところを即支出命令により処理してしまったものである。 今後は適正な事務処理を行うよう、和歌山県財務規則等の徹底を職員に指示した。</p> <p>(2) 旅行命令に当たっては、用務開始時間及び終了時間等を十分把握し、超過勤務命令等の漏れがないよう職員に徹底した。</p> <p>(3) 海岸占用許可を受けた者は、「海岸保全区域等における占用等に関する規則（平成22年和歌山県規則第7号）」により毎年、7月末までに海岸占用料を納付しなければならないこととなっているが、関西電力（株）の配電線の電柱の占用許可等5件（納入義務者3名）合計40,470円について、収入調定及び収納が遅れていた。この5件については平成25年10月30日までに収入調定を行い、同年11月14日までに全て収納した。 今後は、規則を周知徹底し、適正に処理するよう努める。</p>

11 西牟婁振興局健康福祉部

監査実施年月日 平成25年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、平成24年度末で約577万円となっており、前年度末に比し約14万円増加している。 今後、和歌山県財務規則第34条第1項に定められた期限内に督促状を発行するとともに、電話による催告、自宅訪問による納付指導など、未収金回収の取組を強化されたい。 また、今後も被保護者の資産状況を精査し収入の把握に努めるなど新規未収金の発生防止に努められたい。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の未収金については、平成24年度末で約464万円となっており前年度末に比し約13万円減少している。 今後も、新規未収金の発生防止のために貸付時における償還指導の徹底を図るとともに、適時に連帯保証人や連帯借受人などを交えた協議の場を持つなど、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 生活保護費返還金の未収金については、和歌山県財務規則に基づき遅滞なく督促状を送付するとともに、管内在住者への家庭訪問、遠隔地在住者への文書通知、電話連絡などを続け、今後とも粘り強く償還指導を続けていく。 また、新たな返還金の発生防止のため、毎年8月に全世帯の住民税課税状況調査を行い、収入の状況を確認するとともに、就労中の被保護者については毎月収入申告書又は給与証明書の提出を求め、年金受給中の被保護者については全員から年金改定通知書の提出を求める等、収入実態の把握に努めている。 今後も引き続き新たな未収金の発生防止に努めていく。</p> <p>(2) 母子寡婦福祉資金の新たな貸付けに際しては、償還計画等を厳正に審査するとともに、借主、連帯借主、連帯保証人及び市町担当職員同席の上で面接を行い、制度の趣旨及び連帯責任について十分説明して償還責任意識の徹底を図り、新たな滞納の発生防止に努めている。 新規償還開始に際し、督促後も納入がない場合は、文書、電話及び訪問等により事情聴取や個別相談を行った上で定期的な償還を促している。 また、過年度からの未収金についても、電話や訪問により生活状況や就業状況の把握に努めて毎月の</p>

<p>(3) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿について、次の不適切な事例があったので適切に処理されたい。 ア 4時間の週休日の振替が行われた残りの勤務時間の区分は125/100であるが、135/100を支給していた事例があった。 イ 週38時間45分の勤務時間を超えていないにもかかわらず、25/100の手当を支給している事例があった。</p>	<p>分納償還を指導している。 今後とも適切な債権管理に努めていく。 (3) 超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿について、代休取得時の記載誤りのために超過勤務手当の過支給が生じた事例であるが、これについては該当職員に説明の上、給与支払担当課を通じて平成25年11月分の給与から過支給分を返還することで手続を完了した。 今後このようなことのないよう十分留意する。</p>
---	---

12 西牟婁振興局建設部

監査実施年月日 平成25年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 土木使用料（公営住宅）の収入未済額は、平成24年度末で約1,529万円となっており、前年度末に比し約61万円減少している。 今後も、未納者の現状を把握し、適切な債権管理に努められたい。 (2) 旅行命令をすべきところ外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 電話及び文書による定期的な督促と委託管理人による指導及び職員による夜間徴収を組み合わせ、未収金の削減に取り組んでいる。 今後とも、滞納整理事務手続の徹底、家賃収入の強化、担当職員と委託管理人とのより深い連携及び適切な納付指導を継続するとともに、悪質滞納者には訴訟提起を徹底し、適切な債権管理に努める。 (2) 全職員に対し、文書により周知を図り指導を行った。 今後とも適正に処理を行う。</p>

13 紀南県税事務所

監査実施年月日 平成25年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 県税の未収金については、滞納整理に努力されているところであり、収入率は92.1%と前年度に比し0.4ポイント増加しており、平成24年度末の収入未済額も約5億3,016万円と、約3,181万円減少している。 しかしながら、個人県民税の収入未済額は、県税全体の約85%を占めていることから、管内市町への職員派遣や地方税法（昭和25年法律第226号）第48条の規定に基づく県の直接徴収を継続実施するとともに、全体として事務所の滞納整理の方針に従いその強化を図り、収入未済額の縮減に向け一層努力され、県税収入の確保に努められたい。 また、延滞金についても、適切な債権管理により収入未済額の縮減に努められたい。 (2) 不動産取得税の課税において納税義務者を誤って課税した事例などにより、課税の取消しを行っているが、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。 (3) 消耗品の納品書に個人印が押印されていなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び</p>	<p>注意事項 (1) 県税の未収金については、平成25年度においても県税事務所長を地域本部長とする紀南県税徴収対策本部を設置し、その中で策定した徴収対策に基づき具体的な徴収目標や行動目標を示し徴収確保、滞納額の縮減に取り組んでいる。 個人県民税徴収対策については、関係市町との共同催告に加えて、8市町において地方税法第48条の規定に基づく直接徴収に取り組むとともに、ブロック会議を開催する等関係市町村とより一層の協力体制の強化を図り、関係市町村の実情にあった徴収対策の実施に努めている。 また、平成25年度は、田辺市、那智勝浦町、太地町及び串本町に県税事務所の職員を派遣し、市町税務職員の滞納整理の技術の向上を支援し、もって個人県民税の徴収強化を図り、県税収入の確保に努めている。 延滞金の収入未済についても、本税と同様に適正な債権管理により、滞納処分等を行い、収入未済額の縮減に努めている。 (2) 課税資料について、複数職員による再確認を行うよう改めた。 (3) 消耗品の納品に携わる場合は、必ず複数職員により確認及び検収を行い、検収の際の押印についても</p>

財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。

当該複数職員により確認するよう、職員全員に対して指導を行った。

14 紀南児童相談所

監査実施年月日 平成25年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 児童福祉施設入所負担金の未収金については、債権回収に努めているものの平成24年度末で約263万円となっており、前年度末に比し約9万円増加している。 今後も、子ども未来課等と債権管理の方策について十分協議を進めるとともに、督促や戸別訪問等徴収に向けた取組を行い、未収額の縮減を図られたい。</p> <p>(2) 旅行命令をすべきところ外出承認で行っていたので、適正に処理されたい。</p> <p>(3) 消耗品費（オイル）の納品書に受付印及び個人印を押印していないものがあつたので、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い、適正に処理されたい。</p> <p>(4) 用務開始時刻に用務地に到着できない旅行命令となっていた事例があつたので、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 未収金の縮減については、当所の重点課題として、昼夜にかかわらず収納担当者とケース担当者との協力体制をとり強化を図っているが、近年の雇用の不安定化により厳しい状況になっている。 なお、指導困難ケースについては、子ども未来課等と債権管理の方策について協議を進めていく。</p> <p>(2) 移転にともなつた起点の変更も含め、外出承認簿及び旅行命令簿の規定について、全職員に周知徹底を行った。</p> <p>(3) 監査終了後、指摘箇所について改善済みであり、今後、通知に従い適正に実施していく。</p> <p>(4) 規定に沿つた合理的な命令簿の作成を職員全員に周知するとともに、誤つた記載や疑問箇所については、人事課等に確認するなどチェック体制の見直しを行い、適正に実施していく。</p>

15 田辺産業技術専門学院

監査実施年月日 平成25年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>週38時間45分の勤務時間を超えているにもかかわらず、25/100の手当を支給していない事例があつたので適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>超過勤務手当の支給漏れについては、追給の手続を行った。 また、職員に対して、今後適正に事務処理を行うよう周知徹底した。</p>

16 和歌山県畜産試験場

監査実施年月日 平成25年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項</p> <p>(1) 用務開始時刻に用務地に到着できない旅行命令となっていた事例があつたので、適正に処理されたい。</p> <p>(2) 旅行命令簿において、勤務時間外の用務を命じている職員の超過勤務・休日勤務命令簿兼振替等整理簿に命令がなされていなかったため、適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項</p> <p>(1) 早朝出発夜間帰着を含めて、旅行命令簿の作成に当たり、適切な時間を記載することを、職員に対して周知徹底した。 また、旅行命令簿の決裁時に、各部長が旅行行程における前泊等の必要性について、確認を行うよう改めた。</p> <p>(2) 業務時間外の業務と公用車の運転業務について、超過勤務として対応することを職員に対して周知徹底した。 また、旅行命令簿及び外出承認簿の決裁時に各部長が超過勤務該当の有無を確認し、口頭で本人に伝えるよう改めた。</p>

17 和歌山県林業試験場

監査実施年月日 平成25年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 郵便切手類使用簿において、複数人による年度当初の現物確認がなされていないので、和歌山県物品管理等事務規程（昭和39年和歌山県訓令第20号）に基づき、適正に処理されたい。 また、四半期ごとの残高価額の合計が記入されていないので注意されたい。</p>	<p>注意事項 郵便切手類使用簿における年度当初の現物確認と四半期ごとの残高価額の合計の記入について、和歌山県物品管理等事務規程に基づき、適正に処理を行うこととした。</p>

18 南紀白浜空港管理事務所

監査実施年月日 平成25年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 平成24年度南紀白浜空港保安管理システム保守業務の委託契約書について、平成23年7月1日付け監察第37号監察査察監通知に基づく暴力団等排除条項が記載されていないので、適正に処理されたい。 (2) 旅行命令どおりの旅行をしていない事例があったので、今後適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) 平成25年度の委託契約書及び工事請負契約書全件について暴力団等排除条項の点検を行い、他に記載漏れの契約書が無いことを確認した。 また、暴力団等排除条項の契約書への記載について、平成23年7月1日付け監察第37号監察査察監通知に基づき事務所内で研修を行い周知を図った。 (2) 支給誤りとなっていた平成24年度旅費については、歳入として調定を行い、本人から返還を受けた。 また、旅行命令について、事務所内で研修を行い周知を図った。</p>

19 和歌山県立神島高等学校

監査実施年月日 平成25年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 自家用車使用及びレンタカーによる旅行命令簿において、ハイスクール強化校指定事業の補助金で旅費別途支給となっているが、支給対象ではないので適正に処理されたい。 (2) 旅行命令簿において、旅行として命令すべきところ夜間帰着としていたので適正に処理されたい。 (3) 集中調達物品の消耗品の納品で、納品書に当該発注機関の受付印及び個人印を押印していなかったため、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に従い適正に処理されたい。 (4) 教員特殊業務従事伺・実績簿において支給額が誤っていたので適正に処理されたい。</p>	<p>注意事項 (1) ハイスクール強化校指定事業について、ハイスクール強化校指定事業補助金交付要綱に基づき適正に処理するよう職員に周知徹底を行った。 (2) 帰着時間が翌日の0時を過ぎるため旅行とすべきところ、夜間帰着としていた。 今後このようなことのないよう関係条例及び規則等を職員に周知徹底し、適正な事務処理を行っていく。 (3) 消耗品の納品時の事務処理については、平成21年1月5日付け出第306号会計管理者及び財第235号総務部長通知に基づき適正に処理をする。 (4) 任命権者の定める大会への生徒引率業務であったが、部活動の指導業務として特殊業務手当を支給していたため、該当職員に差額を支給した。</p>

20 和歌山県立南紀高等学校

監査実施年月日 平成25年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 (1) 平成25年8月に提出のあった住居届（支給要件の喪失）に基づき住居手当の認定を行っているが、平成2年に届出を行い認定を受けていた住宅（自宅）は平</p>	<p>注意事項 (1) 住居手当については、地方自治法に基づき5年間分の返納手続を行った。 今後このようなことのないよう関係条例及び規則</p>

<p>成9年2月に建て替えられており、住居変更に伴う届出 出納手続漏れがあったことが判明したので適正に処理 されたい。</p> <p>(2) 使用許可しているカップ式飲料自動販売機の水道 使用について、料金を徴収していなかったので適正 に処理されたい。</p> <p>検討事項 昨年度に検討事項とした自動販売機4台の設置許可の 見直しに関し、使用許可先の育友会が販売事業者と交渉 し販価のさらなる値下げによる生徒還元の実現を図った ところであるが、なお売上管理や業者選定競争原理が働 きにくい状況にあることから販売事業者への直接貸付制 度への移行を検討されたい。</p>	<p>等を職員に周知徹底し、適正な事務処理を行ってい く。</p> <p>(2) カップ式飲料自動販売機の水道使用については、 未徴収であった水道料金を徴収し、水道メーターを 設置して、適正に処理した。</p> <p>検討事項 自動販売機については、貸付制度を導入し、平成26年 度から公募で選定した事業者が設置する。</p>
---	--

21 和歌山県立熊野高等学校

監査実施年月日 平成25年11月29日

監 査 の 結 果	監査の結果に基づき講じた措置
<p>注意事項 自家用車使用及びレンタカーによる旅行命令簿におい て、ハイスクール強化校指定事業の補助金で旅費別途支 給となっているが、支給対象ではないので適正に処理さ れたい。</p>	<p>注意事項 ハイスクール強化校指定事業について、ハイスクール 強化校指定事業補助金交付要綱に基づき適正に処理す るよう職員に周知徹底を行った。</p>